

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
7月4日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)……………一
(環境政策課)

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなればならない区域の指定(環境政策課)……………四

平成二十六年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課)……………五

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………五

道路の区域の変更(道路整備課)……………六

公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課)……………六

公告

契約の締結(税務課)……………七

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………八

林業種苗生産事業者の登録(森林整備課)……………八

契約の締結(技術管理課)……………八

山口県告示第二百二十五号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年七月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民福祉部市民生活課において公衆の縦覧

に供する。

平成二十六年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 柳井化学工業株式会社
住 所 柳井市柳井一五八二番地の四
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 柳井化学工業株式会社柳井工場
所在地 柳井市柳井一五八二番地の四
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	間 隔 時 間
四六一イ	($m^3/日$) 一五七、二八	平成二六、 七、二八	平成二七、 八、三	平成二七、 八、一〇	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
"	"	"	"	"	"
四六一ニ (五基)	($Nm^3/分$) 六〇	"	"	"	"
四六一二	"	平成二六、 八、四	平成二六、 八、六	"	"

備考 「四六一イ」及び「四六一ニ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	液 中 燃 焼 炉	項 目		汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)		
		処 理 前	処 理 後	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	
"	"	水素イオン濃度 (水素指数)	九	九	〇.〇八	〇.〇八	四〇	四〇
		化学的酸素要求量 (mg/l)	10,000	10,000	11,000	11,000	五〇	五〇
"	"	浮遊物質 (mg/l)	八〇	八〇	二二〇	二二〇	五〇	五〇
		鉍油類 (mg/l)	検出せず	検出せず	一〇〇	一〇〇	五〇	五〇
"	"	窒素 (mg/l)	一五〇	一五〇	二二〇	二二〇	四〇	四〇
		燐 (mg/l)	五〇	五〇	一〇〇	一〇〇	五〇	五〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	液 中 燃 焼 炉	構 造	能 力 (kg/日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 略 的 な 変 動 の 要 求	工 事 予 定			
								年 月 日	年 月 日	年 月 日	
"	"	鋼板製・レンガ製	一五、〇〇〇	液中燃焼	連続	二四時間	変動なし	(既)			
"	"	"	四〇、〇〇〇	"	"	"	"	(設)			

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

種 類	四六一二	四六一二 (五基)	"	四六一イ	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)		
					通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	
"	"	"	"	"	水素イオン濃度 (水素指数)	九.五	二.七	〇.一	〇.五
					化学的酸素要求量 (mg/l)	三、〇〇〇	三、五〇〇	〇.一	〇.四
"	"	"	"	"	浮遊物質 (mg/l)	二	五〇	一七	一八
					窒素 (mg/l)	一	八五	一七	一八
"	"	"	"	"	燐 (mg/l)	三	五〇	一七	一八
					汚水等の一日当たりの量 (m ³)	〇.一	〇.五	五	二

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水		水 質		汚 染 状 態		の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	室 素 (mg/l)	燃 (mg/l)			
七	七・三	通 常	七・五	三	五	三	五	一〇	〇・五	一	五〇
	七・一	最 大	六・八	三	四〇	一〇	二	二〇	一・六三	二	一、三四五

第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設をいう。

山口県告示第二百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年七月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 徳山積水工業株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 徳山積水工業株式会社
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	能 (m^3 /時)	構 造		使 用 の 方 法	
		工 事 着 手 日	工 事 完 成 日	間 隔 時 間	動 の 概 要
三三一口	二二	平成二六年八月二〇日	平成二六年一〇月三二日	平成二六年一、四	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「三三一口」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一

山口県告示第二百二十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有

害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

No. 1 排水口	排水口	排出水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		鉍油類		窒素		リン		排水の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)			
七・二	八・三	六・五	六・三	五・六	二・二	五	一〇	検出せず	〇・九	四	〇・一	〇・二	八・一五〇	八・五二四

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

中和施設	項目	汚水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		鉍油類		窒素		リン		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)			
		二	七	五	七	一〇	二〇	検出せず	〇・三五	〇・五	〇・〇四	〇・〇五	六九五	七二九

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
中和施設	ポリ塩化ビニルライニング・鋼板製	八六七	中和	連続	二四時間	変動なし	(既設)	年月日	年月日	年月日

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	汚水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		窒素		リン		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)			
三三一口	一・五	五	七	五	一〇	〇・三五	〇・五	〇・〇四	〇・〇五	一三〇	二四〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

平成二十六年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
宇部市大字善和字石ヶ谷五九一の三の一部
- 二 特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山口県告示第二百二十八号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成二十六年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

平成二十六年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 研修の主催者
名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の開催期日及び開催場所
開催期日 平成二六、八、三一(日曜日)
開催場所 山口市緑町三番二九号
山口県労働者福祉文化中央会館
- 三 研修の受講料
五千元

山口県告示第二百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	所在地	指定年月日
しま産婦人科	宇部市島二丁目一番三号	平成二六、四、一
波乗りクリニック	大字東岐波四三三七の八	平成二六、五、一

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	所在地	指定年月日
くさの胃腸内科クリニック	大字東須恵一九七六の一	大字東須恵一九七六の一	大字東須恵一九七六の一	平成二六、四、一
ひまわり耳鼻咽喉科クリニック	山口市幸町三番四九一	山口市幸町三番四九一	山口市幸町三番四九一	平成二六、四、一
さがら眼科クリニック	萩市大字今古萩町四三三の一	萩市大字今古萩町四三三の一	萩市大字今古萩町四三三の一	平成二六、四、一
甲嶋内科	防府市戎町二丁目五番三〇号	防府市戎町二丁目五番三〇号	防府市戎町二丁目五番三〇号	平成二六、四、一
吉村医院	光市島田二丁目四番三三三	光市島田二丁目四番三三三	光市島田二丁目四番三三三	平成二六、五、一
やまもと歯科クリニック	山口市吉敷中東三丁目一番一号	山口市吉敷中東三丁目一番一号	山口市吉敷中東三丁目一番一号	平成二六、四、一
高雄歯科クリニック	萩市大字御許町四二の一	萩市大字御許町四二の一	萩市大字御許町四二の一	平成二六、四、一
医療法人和貴会いそへ歯科医院	柳井市南町七丁目一四番七号	柳井市南町七丁目一四番七号	柳井市南町七丁目一四番七号	平成二六、九、一
まさる歯科医院	周南市住崎町六番一七号	周南市住崎町六番一七号	周南市住崎町六番一七号	平成二六、四、一
日良居病院	大島郡周防大島町大字土居二四二一	大島郡周防大島町大字土居二四二一	大島郡周防大島町大字土居二四二一	平成二六、四、一
なぎさ薬局	宇部市大字東岐波四三三七の三九	宇部市大字東岐波四三三七の三九	宇部市大字東岐波四三三七の三九	平成二六、五、一
いちご薬局光店	光市島田二丁目四番三三三	光市島田二丁目四番三三三	光市島田二丁目四番三三三	平成二六、五、一

山口県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年七月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類	道路の種類
宮野大歳線	宮野大歳線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山口市中市町五〇の二地先から 同市 同町一〇九地先まで	最狭 二二・五	最狭 二二・五	八〇・〇	八〇・〇	

山口県告示第二百三十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の申請があつた。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十六年七月四日から同月二十四日まで、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び周防大島町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

久賀港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字久賀字新蔵浜四七四九の二及び同大字字洲崎四三一六の一

二地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から17の地点までを順次結んだ線及び1の地点と17の地点を結ぶ平成二十六年春分の満潮位（D. L. + 三・四四メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字久賀字大緑の久賀中学校四等三角点（北緯三三度五四分四七・五〇四秒東経一一三度一五分四八・五〇四秒）（以下「基準点」という。）から五四度三三分四五秒三三七・二九メートルの地点
- 2の地点 1の地点から九七度五三分〇二秒一・九七メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一八七度五二分五七秒〇・七〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九七度五三分〇七秒三一・二五メートルの地点

(三) 面積

五九八・六四平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字久賀字新蔵浜四七四九の二、同大字字洲崎四三一六の二一及び四三一六の二〇並びに同大字字古町四五七四の二から同大字字阿弥陀寺四四四三の三までに沿接する一般国道四三七号地内並びに同大字字新蔵浜四七四九の二から同大字字洲崎四三一六の二〇に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑳の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑳の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から五六度一六分二七秒三三二・九一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から八度〇五分〇八秒一〇・九八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一九度三三分〇八秒五・八三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二五度〇三分三〇秒一〇・七四メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二五度〇五分二六秒一九・四三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から四七度一〇分二二秒一・六二メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から五六度〇五分四九秒三・一三メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から六〇度三六分五五秒三・二七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から七度〇〇分三三秒二六・三〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一〇七度〇九分〇八秒二・三〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から九七度四三分四二秒一九・一〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から九七度二四分二八秒一九・九五メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から九七度〇四分五〇秒一九・九五メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から九六度四五分〇七秒一九・九五メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から九六度三三分二秒五・〇五メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から九六度二五分二一秒〇・七〇メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から九六度二九分二〇秒二・〇〇メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一八六度二五分一三秒〇・六〇メートルの地点
- ⑳の地点 ⑱の地点から九六度二七分一七秒二・四〇メートルの地点

用途	配置	規模
道路用地	埋立地の南側に配置	約三三〇平方メートル
埠頭用地	埋立地の北側に配置	約一九〇平方メートル

三 埋立地の用途

(三) 面積
九、三九三・一一平方メートル

- ①の地点 ⑩の地点から一〇〇度五八分一八秒一一八・九〇メートルの地点
- ②の地点 ⑪の地点から一九二度三五分五三秒二八・一六メートルの地点
- ③の地点 ⑫の地点から一〇二度三五分〇一秒六・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ⑬の地点から一九二度三四分一六秒三四・一〇メートルの地点
- ⑤の地点 ⑭の地点から二六七度五五分五秒二・七四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑮の地点から二六七度五五分五秒一〇・二六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑯の地点から二六九度五四分五六秒四・七五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑰の地点から二五六度四二分三三秒一・七〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑱の地点から一一三度〇六分一九秒〇・六八メートルの地点
- ⑲の地点 ⑳の地点から二五二度四三分〇二秒六・五三メートルの地点
- ⑳の地点 ㉑の地点から二七三度五三分五七秒一一・六五メートルの地点
- ㉑の地点 ㉒の地点から二七八度〇七分四八秒六・二七メートルの地点
- ㉒の地点 ㉓の地点から二七六度三八分一五秒〇・七九メートルの地点
- ㉓の地点 ㉔の地点から二七八度〇〇分四七秒八・五一メートルの地点
- ㉔の地点 ㉕の地点から二七七度五九分一七秒二二・七二メートルの地点
- ㉕の地点 ㉖の地点から二六七度〇二分五七秒三・二六メートルの地点
- ㉖の地点 ㉗の地点から二七八度一分〇七秒三三・八二メートルの地点
- ㉗の地点 ㉘の地点から二七八度二分一五秒七・四五メートルの地点
- ㉘の地点 ㉙の地点から二七七度三五分五九秒三・八二メートルの地点
- ㉙の地点 ㉚の地点から二七八度〇二分二一秒八・六四メートルの地点
- ㉚の地点 ㉛の地点から二七八度三六分二一秒八・五四メートルの地点
- ㉛の地点 ㉜の地点から二七九度二四分五七秒三・〇一メートルの地点
- ㉜の地点 ㉝の地点から二七八度二五分一九秒一三・六六メートルの地点
- ㉝の地点 ㉞の地点から二七八度〇五分〇七秒九・七八メートルの地点

防災施設用地 道路用地と埠頭用地の間に配置

約八〇平方メートル

四 出願人

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 出願の年月日

平成二十六年六月十六日



(二二三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十六年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部税務課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

税務システム運用管理業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年六月三日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎一丁目二番一号

六 契約金額

二億一千八百三十七万六千円

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第八号に

該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二二四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年八月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人彦島江の浦福祉工房

代 表 者 の 氏 名 園田真由美

主たる事務所の所在地 下関市彦島江の浦町二丁目二番七号

(二二五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年八月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人北浦音楽芸能文化協会

代 表 者 の 氏 名 波多野 勝

主たる事務所の所在地 萩市大字土原五九八番地の二

(二二六) 林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

平成二十六年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地

一一九五 中原 哲史 山口市大内長野一七六八の 種穂の採種及び幼苗の育成 事業所の名称はない。山口市阿東生雲中二二三

一一九六 小田 幸生 " 阿東生雲中二二四九 幼苗の育成 事業所の名称はない。生産事業者の住所に同じ。

(二二七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

電子入札システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十六年五月二十九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番二二号

六 落札金額

一億七千六百九十六万二千三百二十円

七 入札公告日

平成二十六年四月十一日

八 その他

(三)	(二)	(一)
最低価格	借入れ 落札方式	契約担当者 山口県知事 調達方法 借入れ 村岡 嗣政

平成二十六年七月四日発行

発行所

山口県知事